

◎新潟県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
りんどう	新潟県胎内市下館1523番地	社会福祉法人くろかわ福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和4年8月16日	令和4年8月31日
デイサービスセンターあが	新潟県阿賀野市中央町1丁目12番13号	有限会社スマイル	通所介護	令和4年8月4日	令和4年9月4日
あおぞらデイサービスセンター	新潟県見附市庄川町852番地1	有限会社あおぞら	通所介護	令和4年8月31日	令和4年9月30日
ハートフルもみじ	新潟県長岡市来迎寺甲2715-1	有限会社ミヤコ新聞販売センター	訪問介護	令和4年7月6日	令和4年9月1日
あおぞら介護サービス	新潟県見附市庄川町852番地1	有限会社あおぞら	訪問介護	令和4年8月31日	令和4年9月30日